

# 第21回定時株主総会の招集に際しての 電子提供措置事項

連結貸借対照表  
連結損益計算書  
連結株主資本等変動計算書  
連結注記表  
貸借対照表  
損益計算書  
株主資本等変動計算書  
個別注記表  
連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書  
計算書類に係る会計監査人の監査報告書  
監査役会の監査報告書

(2025年1月1日から2025年12月31日まで)

## 株式会社マネジメントソリューションズ

上記事項につきましては、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面（電子提供措置事項記載書面）への記載を省略しております。

# 連結計算書類

## 連結貸借対照表 (2025年12月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>(資産の部)</b>		<b>(負債の部)</b>	
<b>流動資産</b>	<b>6,946,338</b>	<b>流動負債</b>	<b>2,509,991</b>
現金及び預金	3,109,032	買掛金	252,000
売掛金	3,614,428	短期借入金	200,000
その他	222,877	1年内返済予定の長期借入金	25,056
<b>固定資産</b>	<b>1,796,617</b>	未払金	171,681
<b>有形固定資産</b>	<b>508,569</b>	未払費用	661,171
建物	400,730	未払法人税等	645,577
工具、器具及び備品	107,838	未払消費税等	370,723
<b>無形固定資産</b>	<b>722,775</b>	特別調査費用等引当金	88,784
のれん	278,830	その他	94,996
顧客関連無形資産	264,352	<b>固定負債</b>	<b>185,457</b>
ソフトウェア	170,092	長期借入金	98,243
ソフトウェア仮勘定	9,500	繰延税金負債	87,214
<b>投資その他の資産</b>	<b>565,272</b>	<b>負債合計</b>	<b>2,695,449</b>
長期前払費用	21,261	<b>(純資産の部)</b>	
繰延税金資産	89,822	<b>株主資本</b>	<b>5,875,714</b>
敷金及び保証金	394,623	資本金	700,458
その他	59,565	資本剰余金	581,436
		利益剰余金	6,431,538
		自己株式	△1,837,719
		<b>その他の包括利益累計額</b>	<b>42,477</b>
		為替換算調整勘定	42,477
		<b>非支配株主持分</b>	<b>129,313</b>
		<b>純資産合計</b>	<b>6,047,506</b>
<b>資産合計</b>	<b>8,742,956</b>	<b>負債・純資産合計</b>	<b>8,742,956</b>

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結損益計算書

(2025年1月1日から2025年12月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売上高		23,066,816
売上原価		13,484,904
売上総利益		9,581,911
販売費及び一般管理費		6,839,228
営業利益		2,742,683
営業外収益		
受取利息	6,785	
受取配当金	75	
投資有価証券売却益	5,999	
受取賃貸料	546	
助成金収入	10,602	
保険解約返戻金	10	
その他	3,060	27,079
営業外費用		
支払利息	8,201	
為替差損	87	
固定資産除却損	12,252	
和解金	5,325	
その他	2,115	27,981
経常利益		2,741,781
特別損失		
特別調査費用等引当金繰入額	88,784	88,784
税金等調整前当期純利益		2,652,996
法人税、住民税及び事業税	849,618	
法人税等調整額	△14,412	835,206
当期純利益		1,817,790
非支配株主に帰属する当期純利益		19,136
親会社株主に帰属する当期純利益		1,798,654

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

**連結株主資本等変動計算書**  
(2025年1月1日から2025年12月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	676,059	557,037	5,121,777	△890,230	5,464,644
当期変動額					
新株の発行	24,399	24,399			48,798
剰余金の配当			△488,892		△488,892
親会社株主に帰属する 当期純利益			1,798,654		1,798,654
自己株式の取得				△947,489	△947,489
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)					
当期変動額合計	24,399	24,399	1,309,761	△947,489	411,070
当期末残高	700,458	581,436	6,431,538	△1,837,719	5,875,714

	その他の包括利益累計額		非支配株主持分	純資産合計
	為替換算 調整勘定	その他の包括利益 累 計 額 合 計		
当期首残高	39,145	39,145	109,039	5,612,829
当期変動額				
新株の発行				48,798
剰余金の配当				△488,892
親会社株主に帰属する 当期純利益				1,798,654
自己株式の取得				△947,489
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)	3,332	3,332	20,273	23,606
当期変動額合計	3,332	3,332	20,273	434,676
当期末残高	42,477	42,477	129,313	6,047,506

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結注記表

(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等)

### 1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数 4社

連結子会社の名称

株式会社MSOL Digital

株式会社テトラ・コミュニケーションズ

麦高隆管理咨询(上海)有限公司

MSOL Inc.

### 2. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、MSOL Inc.の決算日は10月31日であります。連結計算書類の作成にあたっては、連結決算日現在で実施した仮決算に基づく計算書類を使用しております。

その他の連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

### 3. 会計方針に関する事項

#### (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

有価証券

その他有価証券

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

#### (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

##### ① 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、建物（建物附属設備は除く）並びに2016年4月以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

また、在外連結子会社は、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 10～15年

車両運搬具 4年

工具、器具及び備品 3～10年

なお、取得価額10万円以上20万円未満の少額減価償却資産については、法人税法の規定に基づき、3年間均等償却しております。

##### ② 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、主な償却年数は次のとおりであります。

顧客関連無形資産	12～20年
ソフトウェア（自社利用分）	3～5年（社内における利用可能期間）

(3) 重要な引当金の計上基準

特別調査費用等引当金

当社元経営幹部職員による不適切な行為に関する経緯や取引内容を検証するため、特別調査委員会を設置し調査を実施しております。特別調査委員会の調査費用及び当該監査に係る追加の監査報酬等について、今後発生が見込まれる額を計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

当社グループは、主にプロジェクトマネジメント支援サービスを提供しております。

履行義務に関しては、顧客との契約に基づくサービス提供であります。

収益については、契約期間にわたり均等に認識しております。

(5) その他連結計算書類の作成のための重要な事項

① 外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は、期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び非支配株主持分に含めております。

② のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、7年間で均等償却しております。

(会計方針の変更に関する注記)

(「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用)

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分(その他の包括利益に対する課税)に関する改正については、2022年改正会計基準第20-3項ただし書きに定める経過的な取扱い及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号2022年10月28日。以下「2022年改正適用指針」という。)第65-2項(2)ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。なお、当該会計方針の変更による連結計算書類への影響はありません。

また、連結会社間における子会社株式等の売却に伴い生じた売却損益を税務上繰り延べる場合の連結財務諸表における取扱いの見直しに関連する改正については、2022年改正適用指針を当連結会計年度の期首から適用しております。当該会計方針の変更による連結計算書類への影響はありません。

(会計上の見積りに関する注記)

株式会社テトラ・コミュニケーションズに係るのれん及び顧客関連無形資産の評価

1. 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

(単位:千円)

	当連結会計年度
のれん	278,830
顧客関連無形資産	264,352

2. 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社グループは、企業結合及び事業譲受により発生したのれん及び顧客関連無形資産について、その効果の及ぶ期間を見積り、既に経過した年数について償却した残額を連結貸借対照表に計上しております。

のれんの償却年数については、いずれの案件も買収による投資効果の及ぶ期間を7年と見積もっております。顧客関連無形資産の償却年数については対象事業の市場環境等を基礎に株式会社テトラ・コミュニケーションズに係るものは20年、株式会社テトラ・コミュニケーションズが譲り受けた事業に係るものは12年としております。

当社グループは、減損の兆候があると認められる場合には、資産又は資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額と帳簿価額を比較することによって、減損損失を認識するかどうかの判定を行っております。株式会社テトラ・コミュニケーションズ及び株式会社テトラ・コミュニケーションズが譲り受けた事業に係る資産グループについて、株式及び事業の取得価額に占めるのれん及び顧客関連無形資産として計上される額が相対的に多額であることから減損の兆候があると判断し、当該資産グループ

から得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額と帳簿価額を比較した結果、割引前将来キャッシュ・フローが帳簿価額を上回るため、減損損失の認識は必要ないと判断しております。

なお、割引前将来キャッシュ・フローは、経営者により承認された事業計画を基礎としており、将来の売上高成長率や売上総利益率といったような仮定に基づいて算定しております。事業計画に含まれる主要な仮定は、いずれも、当社グループが期末日時点で入手している情報及び合理的であると判断する一定の前提に基づいておりますが、急激な事業環境の変化等が生じた場合には、翌連結会計年度において減損損失が発生する可能性があります。

(連結貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額	546,670千円
2. 流動負債「その他」のうち、契約負債の残高	14,927千円

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 当連結会計年度の末日における発行済株式の総数

普通株式 16,849,900株

(注) 譲渡制限付株式報酬としての新株式発行により、発行済株式の総数は27,200株増加しております。

2. 剰余金の配当に関する事項

(1) 配当金支払額等

決議	株式の種類	配当金の総額	配当の原資	1株当たり 配当額	基準日	効力発生 日
2025年2月14日 取締役会	普通株式	488,892千円	利益剰余金	30円	2024年 12月31日	2025年 3月14日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

決議	株式の種類	配当金の総額	配当の原資	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
2026年2月16日 取締役会	普通株式	503,107千円	利益剰余金	32円	2025年 12月31日	2026年 3月13日

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、コンサルティング事業を行うための事業計画に照らして、必要な資金（主に銀行借入）を調達しております。一時的な余剰資金は、安全性の高い銀行預金に限定して運用しております。デリバティブ取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。また、敷金及び保証金は、差入先の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金、未払金、未払法人税等、未払消費税等は、1年以内の支払期日であります。借入金は、主にコンサルティング事業に必要な資金の調達を目的としたものであり、借入金の返済日は決算日後、最長で6年後であります。

### (3) 金融商品に係るリスク管理体制

#### ① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、債権管理規程に従い、営業債権について、管理本部が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。連結子会社についても、当社の債権管理規定に準じて同様の管理を行っております。

#### ② 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、各部署からの報告に基づき管理本部が適時に資金繰計画を作成及び更新するとともに、手許流動性を連結売上高の2か月分以上に維持することなどにより、流動性リスクを管理しております。

### (4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

2025年12月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、現金及び預金、売掛金、買掛金、短期借入金、未払金、未払法人税等、未払消費税等は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

(単位：千円)

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
敷金及び保証金	394,623	379,536	△15,086
資産計	394,623	379,536	△15,086
長期借入金（※）	123,299	119,570	△3,728
負債計	123,299	119,570	△3,728

※1年内返済予定の長期借入金を含んでおります。

## 3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品  
該当事項はありません。

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

区分	時価 (千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
敷金及び保証金	—	379,536	—	379,536
資産計	—	379,536	—	379,536
長期借入金	—	119,570	—	119,570
負債計	—	119,570	—	119,570

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

敷金及び保証金

これらの時価は、契約等から返還までの期間を合理的に見積り、当該期間の将来キャッシュ・フローを国債等の利回りで割り引いた現在価値にて算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金

長期借入金の時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(収益認識に関する注記)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	当連結会計年度 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)
コンサルティング等 その他サービス	20,337,382 2,729,434
顧客との契約から生じる収益	23,066,816
その他の収益	—
外部顧客への売上高	23,066,816

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等)の「3. 会計方針に関する事項  
(4) 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

(1) 契約残高

顧客との取引から生じた債権、契約負債の残高は以下のとおりであります。

(単位：千円)

	当連結会計年度
顧客との契約から生じた債権	3,614,428
契約負債	14,927

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社及び連結子会社では、当初に予定される顧客との契約期間が1年以内であるため、残存履行義務に配分した取引価格の総額及び収益の認識が見込まれる期間の記載を省略しております。

(1 株当たり情報に関する注記)

1株当たりの純資産額	376円43銭
1株当たりの当期純利益	111円86銭

(追加情報)

(連結子会社による事業譲受)

2025年2月1日付で、当社の連結子会社である株式会社テトラ・コミュニケーションズが、株式会社フォローアップシステムズよりSI事業を譲り受けました。

## 1. 事業譲受の概要

### (1) 事業譲受の目的

当社の連結子会社である株式会社テトラ・コミュニケーションズは、国内生命保険会社のお客様を主軸に業務・システムコンサルティング及びシステムの開発・構築・運用・保守を提供してまいりましたが、株式会社フォローアップシステムズの提供する各種サーバー・PC・その他IT機器導入・保守・サポート等のSI事業を譲り受けることで、シナジー効果があると判断したためであります。

### (2) 相手先企業の名称及びその事業の内容

被取得企業の名称	株式会社フォローアップシステムズ
譲受事業の内容	SI事業

### (3) 事業譲受日

2025年2月1日

### (4) 企業結合の法的形式

現金を対価とする事業譲受

## 2. 譲受事業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得対価（現金）181,818千円

取得原価 181,818千円

## 3. 主要な取得関連費用の内容及び金額

アドバイザーに対する報酬・手数料等 1,100千円

## 4. 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

### ①発生したのれんの金額

109,996千円

②発生原因

今後の事業展開により期待される超過収益力であります。

③償却方法及び償却期間

7年間にわたる均等償却

5. 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳  
該当事項はありません。

6. のれん以外の無形固定資産に配分された金額、償却方法及び償却期間

①無形固定資産の内訳、配分された金額

顧客関連無形資産 111,000千円

②償却方法及び償却期間

12年間にわたる均等償却

7. 企業結合が連結会計年度の開始の日に完了したと仮定した場合の当連結会計年度の連結損益計算書に及ぼす  
影響の概算額及びその算定方法  
当該影響額の重要性が乏しいため、記載を省略しております。

# 計算書類

## 貸借対照表

(2025年12月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>(資産の部)</b>		<b>(負債の部)</b>	
<b>流動資産</b>	<b>5,700,430</b>	<b>流動負債</b>	<b>1,913,951</b>
現金及び預金	2,346,047	買掛金	144,045
売掛金	3,137,977	未払金	158,911
前払費用	116,937	未払費用	579,100
その他	99,468	未払法人税等	578,337
<b>固定資産</b>	<b>2,076,308</b>	未払消費税等	289,983
<b>有形固定資産</b>	<b>494,006</b>	契約負債	14,927
建物	394,613	預り金	59,655
工具、器具及び備品	99,392	特別調査費用等引当金	88,784
<b>無形固定資産</b>	<b>175,182</b>	その他	206
ソフトウェア	165,682	<b>負債合計</b>	<b>1,913,951</b>
ソフトウェア仮勘定	9,500	<b>(純資産の部)</b>	
<b>投資その他の資産</b>	<b>1,407,118</b>	<b>株主資本</b>	<b>5,862,787</b>
関係会社株式	730,000	<b>資本金</b>	<b>700,458</b>
関係会社出資金	158,897	<b>資本剰余金</b>	<b>581,436</b>
長期前払費用	21,155	資本準備金	569,435
繰延税金資産	83,837	その他資本剰余金	12,001
敷金及び保証金	356,673	<b>利益剰余金</b>	<b>6,418,611</b>
その他	56,555	その他利益剰余金	6,418,611
		繰越利益剰余金	6,418,611
<b>資産合計</b>	<b>7,776,739</b>	<b>自己株式</b>	<b>△1,837,719</b>
		<b>純資産合計</b>	<b>5,862,787</b>
		<b>負債・純資産合計</b>	<b>7,776,739</b>

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

## 損益計算書

(2025年1月1日から2025年12月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		19,469,454
売 上 原 価		10,831,939
売 上 総 利 益		8,637,514
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		6,099,431
営 業 利 益		2,538,083
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	5,604	
投 資 有 価 証 券 売 却 益	5,999	
経 営 指 導 料	22,335	
そ の 他	2,600	36,541
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	5,911	
固 定 資 産 除 却 損	12,252	
和 解 金	5,325	
そ の 他	2,109	25,598
経 常 利 益		2,549,026
特 別 損 失		
特 別 調 査 費 用 等 引 当 金 繰 入 額	88,784	88,784
税 引 前 当 期 純 利 益		2,460,241
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	762,216	
法 人 税 等 調 整 額	△3,678	758,538
当 期 純 利 益		1,701,703

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

## 株主資本等変動計算書

(2025年1月1日から2025年12月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金			利益剰余金
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金
当期首残高	676,059	545,036	12,001	557,037	5,205,801
当期変動額					
新株の発行	24,399	24,399		24,399	
剰余金の配当					△488,892
当期純利益					1,701,703
自己株式の取得					
当期変動額合計	24,399	24,399	—	24,399	1,212,810
当期末残高	700,458	569,435	12,001	581,436	6,418,611

	株 主 資 本		純資産合計
	自己株式	株主資本 合計	
当期首残高	△890,230	5,548,668	5,548,668
当期変動額			
新株の発行		48,798	48,798
剰余金の配当		△488,892	△488,892
当期純利益		1,701,703	1,701,703
自己株式の取得	△947,489	△947,489	△947,489
当期変動額合計	△947,489	314,119	314,119
当期末残高	△1,837,719	5,862,787	5,862,787

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

## 個別注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

### 1. 重要な資産の評価基準及び評価方法

有価証券の評価基準及び評価方法

- ① 子会社株式  
移動平均法による原価法
- ② その他有価証券  
市場価格のない株式等  
移動平均法による原価法

### 2. 固定資産の減価償却の方法

#### (1) 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、建物（建物附属設備は除く）並びに2016年4月以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	10～15年
工具、器具及び備品	3～10年

#### (2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、主な償却年数は次のとおりであります。

ソフトウェア（自社利用分）3～5年（社内における利用可能期間）

### 3. 重要な引当金の計上基準

特別調査費用等引当金

当社元経営幹部職員による不適切な行為に関する経緯や取引内容を検証するため、特別調査委員会を設置し調査を実施しております。特別調査委員会の調査費用及び当該監査に係る追加の監査報酬等について、今後発生が見込まれる額を計上しております。

### 4. 収益及び費用の計上基準

当社は、主にプロジェクトマネジメント支援サービスを提供しております。

履行義務に関しては、顧客との契約に基づくサービス提供であります。

収益については、契約期間にわたり均等に認識しております。

### 5. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(会計方針の変更に関する注記)

(「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用)

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分(その他の包括利益に対する課税)に関する改正については、2022年改正会計基準第20-3項ただし書きに定める経過的な取扱い及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号2022年10月28日。以下「2022年改正適用指針」という。)第65-2項(2)ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。

なお、当該会計方針の変更による計算書類への影響はありません。

(会計上の見積りに関する注記)

株式会社テトラ・コミュニケーションズの関係会社株式の評価

1. 当事業年度の計算書類に計上した金額

(単位:千円)

	当事業年度
関係会社株式	680,000

2. 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社は、2021年11月2日に株式会社テトラ・コミュニケーションズの株式80%を取得しており、取得時に支出した額を貸借対照表に計上しております。

関係会社株式については、取得原価をもって貸借対照表価額としておりますが、超過収益力等を加味した株式の実質価額と取得価額を比較し、実質価額の著しい下落がある場合には減損処理を行う必要があります。

当社は、株式取得時に見込んだ超過収益力が将来にわたって実現するか確認するため、取得時の事業計画と実績の比較分析を実施するとともに、将来の事業計画に基づき超過収益力の著しい下落が生じていないか検討しており、当該株式について減損処理を行う必要はないと判断しております。なお、事業計画に含まれる将来の売上高成長率や売上総利益率といったような仮定は、いずれも、当社が期末日時点で入手している情報及び合理的であると判断する一定の前提に基づいておりますが、急激な事業環境の変化等が生じた場合には、翌事業年度において評価損が発生する可能性があります。

(貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額	529,633千円
2. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務 (区分表示したものを除く)	
短期金銭債権	22,199千円
短期金銭債務	26,456千円

(損益計算書に関する注記)

関係会社との取引高

営業取引による取引高

売上高	15,475千円
売上原価	207,163千円
販売費及び一般管理費	30,780千円
営業取引以外の取引による取引高	24,470千円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

当事業年度末における自己株式の数

普通株式	1,127,802株
------	------------

(税効果会計に関する注記)

(1) 繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

未払事業税	38,527千円
未払事業所税	7,159 //
前払費用	2,755 //
特別調査費用等引当金	27,185 //
資産除去債務	52,575 //
株式報酬費用	20,033 //
繰延税金資産小計	148,238千円
評価性引当額	△64,400 //
繰延税金資産合計	83,837千円
繰延税金資産純額	83,837千円

(2) 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（令和7年法律第13号）が2025年3月31日に国会で成立したことに伴い、2026年4月1日以後開始する事業年度より、「防衛特別法人税」の課税が行われることになりました。これに伴い、2027年1月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異に係る繰延税金資産及び繰延税金負債については、法定実効税率を30.6%から31.5%に変更し計算しております。

この法定実効税率の変更に伴う影響は軽微であります。

(関連当事者との取引に関する注記)

子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
子会社	株式会社 MSOL Digital	所有 直接100%	資金の貸付 経営指導 役員の兼任	資金の回収 (注) 1	200,000	関係会社 短期貸付金	—
				経営指導料の 受取 (注) 2	11,736	流動資産 その他	1,075
子会社	麦嵩隆管理咨 詢(上海)有限 公司	所有 直接80%	経営指導 役員の兼任	経営指導料の 受取 (注) 2	9,999	流動資産 その他	1,666

(注) 1. 資金の貸付の利率については、市場金利を勘案して合理的に決定しております。なお、担保の受け入れはしていません。

2. 経営指導料については、対価としての妥当性を勘案し、協議の上決定しております。

役員及び個人主要株主等

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員	金子 啓	被所有 直接0.9%	当社取締役	金銭報酬債権 の現物出資 (注)	11,706	—	—
役員	玉井 邦昌	被所有 直接0.1%	当社専務取 締役	金銭報酬債権 の現物出資 (注)	11,706	—	—

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

譲渡制限付株式報酬に伴う、金銭報酬債権の現物出資であります。

(収益認識に関する注記)

(顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報)

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、連結注記表（収益認識に関する注記）に同一の内容を記載しているため、記載を省略しております。

(1 株当たり情報に関する注記)

1. 1株当たりの純資産額	372円90銭
2. 1株当たりの当期純利益	105円83銭

# 監査報告書

## 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

### 独立監査人の監査報告書

2026年2月24日

株式会社マネジメントソリューションズ  
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ  
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	孫	延生
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	田	嶋照夫

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社マネジメントソリューションズの2025年1月1日から2025年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社マネジメントソリューションズ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び取締役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 計算書類に係る会計監査人の監査報告書

### 独立監査人の監査報告書

2026年2月24日

株式会社マネジメントソリューションズ  
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	孫	延生
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	田	嶋 照夫

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社マネジメントソリューションズの2025年1月1日から2025年12月31日までの第21期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び取締役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査役会の監査報告書

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、2025年1月1日から2025年12月31日までの第21期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

#### 2. 監査の結果

##### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

##### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

##### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年2月25日

株式会社マネジメントソリューションズ 監査役会

常勤社外監査役	渡	邊	徹
社外監査役	木	村	稔
社外監査役	稲	垣	隆一

以上